

ID: 241

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町水道事業給水条例 第23条第1項		
例規番号	平成10年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第23条及び第24条の規定による。</p> <p>(料金の支払義務)</p> <p>第23条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。</p> <p>2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。</p> <p>(料金)</p> <p>第24条 料金は、メーターの口径に応じ別表第2に定めるところにより算出した金額に消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を加えた額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日